

○財務省告示第五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年二月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第五十
三回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

イ

ロ

国債市場参加者

特別参加者

非競争入札

競争入札

行及び

債市参加者

別参加者

・第II

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

ごとの応募限度額を定めるもの
に、参加者（以下「国債市場特
別参加者」という。）は、価格競争
入札

申込みの応募額を割り当てる。
各債市場特別参加者ごとの応募
限度額を、そのうち応募額を順次
割り

六

イ

ロ

発

国債市場参加者

特別参加者

非競争入札

競争入札

行及び

債市参加者

別参加者

・第II

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

額、金額、財政法第七千二百三十
二億円の範囲内において、各債
市場特別参加者ごとの応募額を
順次割り当てる。
各債市場特別参加者ごとの応募
限度額を、そのうち応募額を順次
割り

ロ

国債市場参加者

特別参加者

非競争入札

競争入札

行及び

債市参加者

別参加者

・第II

た、金額、金額、財政法第七千二百三十
二億円の範囲内において、各債
市場特別参加者ごとの応募額を
順次割り当てる。
各債市場特別参加者ごとの応募
限度額を、そのうち応募額を順次
割り

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 金 期 期
限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 五
十 臣 行 額 十
九 か 通 百 八
年 ら 知 円 年
二 通 受 につ 十
月 知 を き 二
十 受 け 百 月
三 け た 円 十
日 者